

令和8年度長野県産業水素利活用促進事業委託業務仕様書（案）

本仕様書は、長野県（以下「県」という。）が行う長野県産業水素利活用促進事業を委託するにあたり、業務内容等について必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和8年度長野県産業水素利活用促進事業委託業務

2 業務の実施期間

委託契約の締結日から令和9年3月19日までとする。

3 業務の目的

県では、県内産業の持続的な発展に向け、産業の脱炭素化、エネルギー自立、新たな経済成長といった観点から、水素等の利活用を産学官により推進するため、令和7年3月に「信州産業の未来をつなぐグリーン水素プロジェクト」の実施を決定した。

本プロジェクトに基づき、県内外の産学官等で構成する「信州産業水素推進ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）」を令和7年11月に設立し、活動を開始したところ。

本業務では、ネットワークを効果的に運営し、県内産業における水素利活用を促進することを目的とする。

4 業務の内容

(1) ネットワークの運営

県では、県内産業の水素利活用を産学官で推進するため、ネットワークを運営する。受託者は、以下を実施する。

ア ネットワークへの参画の促進

ネットワーク活動の実効性を高めるためには、水素供給を担う事業者や水素のユーザーとなり得る事業者など、県内での水素利活用の拡大に向けて重要な役割を担う企業・団体の参画を促す必要がある。そこで、受託者は、ターゲットとなる企業・団体に対しネットワークへの参画を勧誘する。なお、勧誘先については、県と協議した上で決定する。

【成果目標】 ネットワークへの参画企業等の数 40 者以上

イ 企業・研究機関等の「共創」を生むイベントの企画及び開催

水素の利活用を県内で進めていくためには、供給事業者と利用事業者の具体的な取引を生み出すことと併せて、企業や研究機関が連携した県内での新たな研究開発や事業の創出を促すことが重要となる。そこで、受託者は、「共創」が生まれるイベントを企画し、開催する。

【成果目標】 イベント開催数 1 回以上

ウ プロジェクトの推進支援

ネットワークでは、県内事業者等による水素の利活用モデル構築に向けたプロジェクトを推進する。

令和7年度は、以下の4件のプロジェクトに関し、設計を行った。

- ① 企業コラボによる再エネマイクログリッドモデル
- ② 優れたコスバの人工光合成実装・実証モデル
- ③ 世界級の環境先進リゾートモデル
- ④ 長距離トランスポートモデル

受託者は、各プロジェクトの事業化の可能性について、専門的知見を踏まえて検討し、実現に必要なアプローチを整理する。有望な案件については、ロードマップを設定した上で、座組の具現化に取組み、プロジェクト推進を支援する。

その他、ネットワークの参画企業の取組を踏まえ、プロジェクトを企画立案し、その推進を支援する。

【成果目標】 推進支援件数 4 件程度

エ 広報素材の作成

受託者は、ネットワークの活動を効果的に PR するための広報素材を作成する。なお、デザインは県と協議の上で決定する。

【成果目標】 広報素材数 1 種以上

(2) 中間報告

受託者は、(1)の業務について、令和8年9月30日（水）までの取組実績を取りまとめ、令和8年10月16日（金）までに県に報告すること。

5 成果品

契約書第7条で規定する業務完了時に提出する成果品とは以下のとおりとし、令和9年3月31日までに印刷物及び電子データの両方を産業政策課に提出すること。

- (1) 令和8年度長野県産業水素利活用促進事業委託業務実績報告書（様式第1号）
- (2) その他、県が必要と認める書類

6 スケジュール

概ね以下のとおりとする。

時 期	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12	R9.1	R9.2	R9.3
4 (1)ア						○					
4 (1)イ		○									
4 (1)ウ	○（事業化可能性の検討）						○（推進支援）				
4 (1)エ		○									
4 (2)						○					
5											○

7 業務実施上の留意事項

- (1) 受託者は、本業務を実施するに当たり、善良なる管理者の注意をもって処理し、その業務目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 作成物が他の所有権や著作権、肖像権を侵害するものではないこと。
- (3) 個人情報保護法や労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他関係法令の順守を徹底するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (4) 個人情報の保護（取得、管理）については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (5) 本業務の遂行上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (6) 本仕様書に記載の業務内容を実施するために必要な一切の費用を委託料に含めることとする。
- (7) 本事業の実施に要した経費について、支出内容を証する関係書類を整備し、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保管すること。
- (8) 本業務に関する所有権や著作権は、原則として全て委託者に帰属するものとする。

8 その他

- (1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず、減額する場合がある。
- (2) この仕様書に定めのない事項及び仕様書に関して疑義が生じたときは、その都度協議するものとする。

(様式第1号)

令和8年度長野県産業水素利活用促進事業委託業務実績報告書

令和 年 月 日

長野県知事 様

住 所

商号又は名称

代表者 氏 名

令和8年 月 日付けで委託契約した令和8年度長野県産業水素利活用促進事業委託業務が完了したので、委託契約書第7条の規定により別添のとおり報告します。